

令和 5 年度

第3回 第一農地部会定例会議事録

令和5年6月30日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和5年度第3回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年6月30日(金) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 2番 綿貫 一成 | 4番 古川 政繁 | 6番 竹山 貞子 |
| 9番 吉村 清正 | 13番 新井 文雄 | 14番 竹内 浩行 |
| 15番 牧繪 雄一郎 | 16番 清水 増彦 | 20番 篠宮 英樹 |
| 22番 飯塚 直人 | 23番 佐藤 清繁 | 24番 松本 香 |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-------|--------|-------|-------|
| 高橋 信夫 | 倉石 洋一 | 高島 信雄 | 野島 文昭 |
| 片桐 清司 | 高島 真一 | 笠原 行夫 | 荻原 一昭 |
| 小林 政秋 | 白滝 光彦 | 横田 正美 | 平野 宏一 |
| 清水 康之 | 野村 しのぶ | 上原 孝 | 長野 秋義 |
| 穂苅 靖男 | | | |

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

無し

3 職務のため出席した事務局職員

| | |
|------------|-------|
| 事務局 局長 | 池田 忠之 |
| 副局長 | 金子 良仁 |
| 次長 | 松縄 浩一 |
| 係長 | 秋山 雅也 |
| 中郷区駐在室 副主任 | 加藤 岸子 |
| 板倉区駐在室 副主任 | 上原 敏明 |
| 清里区駐在室 班長 | 保高 陽一 |
| 名立区駐在室 班長 | 高橋 利宏 |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

| | |
|----------|-----------|
| 4番 古川 政繁 | 16番 清水 増彦 |
|----------|-----------|

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について

5 会 議

| | |
|-------------|--|
| | <p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> |
| 議長 | <p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数12人、欠席委員数0人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> |
| | <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数17人、欠席推進委員数0人です。</p> |
| 議長 | <p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号4番 古川政繁 委員、議席番号16番 清水増彦 委員の両名を指名します。</p> |
| 議長 | <p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p> |
| 議長 | <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号57番から87番の31件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>農業委員会事務局 秋山です。私からは合併前上越市の審議案件についてご説明します。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。主な理由としましては、耕作者の要望により相対契約から中間管理機構を挟む、一括方式で利用権設定をするものであります。備考欄に関連案件の頁と番号を記載しておりますので、参照ください。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>その他、受け手側の労力不足のほか、土地所有者の要望を事由とする合意解約であり、解約後は「他者へ売却」、「農地転用」などを予定しています。同じく関連案件を備考欄に記載しておりますので、合わせて参照ください。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、報告第1号の31件を承認します。</p> |
| | <p><報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> |
| 議長 | <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号70番から82番までの13件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それでは7頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」6件、「宅地造成」1件、「店舗併用住宅」1件、「敷地拡張」1件、「物置」1件、「駐車場」1件、「店舗」1件、「建売住宅」1件です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、報告第2号の13件を承認します。</p> |
| | <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> |
| 議長 | <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号18番から25番の8件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それでは11頁をご覧ください。議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。</p> <p>上から番号順に概略を説明いたします。</p> <p>番号18番につきましては、譲渡人の労力不足から、譲受人に譲渡するものであり、同人が野菜畑として作付するものです。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>次に番号 19 番ですが、譲渡人の事情により、農地を手放す意向から、近隣に住む譲受人に譲渡するものです。譲渡人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 20 番です。こちらの案件も譲渡人の事情により、農地を手放す意向から、現在、当該畑を管理している譲受人に譲渡するものです。譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 21 番です。2 年前まで譲渡人が耕作していた畑で、譲受人が耕作地を増やしたいとする意向から、当該畑について耕作したいとの要望があったことから、譲渡するものであります。譲渡人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 22 番です。譲渡人の労力不足から、譲受人に譲渡するものであり、同人が野菜畑として作付するものです。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 23 番です。譲渡人の労力不足による規模を縮小したいとの意向から、当該地の譲渡先について、譲受人に相談したところ、そば畑として耕作したい意向があったことから、譲渡するものであります。</p> <p>譲渡人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に番号 24 番です。親族関係であり、譲受人の要望から、譲渡するものであります。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>最後になりますが、番号 25 番です。まず誤植の訂正をお願いいたします。一番右の備考欄に記載の権利移動の事由ですが、贈与ではなく売買に訂正してください。申し訳ありません。</p> <p>こちらは、県外に居住している譲渡人から、譲渡の希望があり、近隣に居住する譲受人に譲渡するものであります。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 現地確認した委員からの結果報告をお願いします。 |
| 各委員 | 「特段、異常・問題なし」。 |

| | |
|-------------|---|
| 高島(信) 委員 | No.20 の面積が1. 19 m ² とあるが誤植ではないのか。 |
| (事務局) 秋山 | 角地となっている。登記簿等確認したところ正しい面積である。 |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号14番から16番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>13頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号14番から16番の3件です。</p> <p>番号14番は、桜町地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。資料の中ほどに別葉で位置図、土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、県外に居住していますが、上越市に移住するため、市街地に近い申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、新町今池土地区画整理事業の施行に係る区域に該当するため「第3種農地」となり、転用は可能です。</p> <p>工期は、許可日から令和5年12月15日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、申請面積は、194 m²、所要面積は宅地の344.65 m²と合わせて538.65 m²、建築面積144.1 m²で建ぺい率は26.75%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>次に番号15番は、新光町3丁目の農地を取得し、「駐車場」を整備するものがあります。同じく別葉に位置図、頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>申請者は、医院を運営していますが、施設利用者と職員が増加したことにより、駐車場が不足したため、申請農地を取得し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。工期は、令和5年8月1日から令和5年10月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、駐車場で、所要面積は田1,199㎡、畑の178㎡を合わせて1,377㎡です。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>次に番号16番であります。こちらは、大字小泉地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。別葉に位置図、土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内の借家に居住していますが、子供が成長し、手狭になったため申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和5年11月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は田588㎡、畑332㎡、雑種地7㎡で合わせて927㎡となり、建築面積107.22㎡で建ぺい率は11.57%となり、基準の22%を満たしませんが、分筆するも狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> |
| | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> |
| | <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> |
| | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> |
| | <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに決定します。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長 | <p><議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番から2 番の2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>14 頁、議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番、2 番の2 件です。 「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番と2 番は、土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものです。 説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第3号について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 議案第3号について、原案のとおり同意することに決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転6 件、貸借権設定12 件を上程します。 はじめに、所有権移転6 件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>それでは15 頁をご覧ください。最初に所有権移転6 件の概略を説明します。 番号404 番、405 番につきましては、売却を希望していた譲渡人が、従前の耕作者である譲受人に売却するものであります。 番号408 番につきましては、譲渡人の要望により、同じ飯地内の耕作者に売却するものであります。 番号414 番につきましては、譲渡人の要望により、親戚である農事組合法人の構成員に売却するものであります。 番号416 番につきましては、もともと譲受人が管理していた農地であり、所有する隣接農地と一体的に管理するため、譲り受けるものであります。 番号417 番につきましては、換地が終了したことから、当事者間の合意により、譲受人に売却するものであります。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>続いて、貸借権設定 12 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| (事務局) 秋山 | <p>次に、貸借権設定 12 件の概略を説明します。</p> <p>頁は 17 頁から 19 頁です。</p> <p>内訳といたしましては、新規設定が 8 件、再設定が 4 件となっており、新規設定案件は、番号 406 番、410 番、411 番、412 番、415 番、418 番、419 番、420 番となっております。</p> <p>このうち、先ほどご説明した合意解約に関連する新規案件は、406 番、415 番となっております。</p> <p>今般の新規設定は、JA との円滑化事業満了に伴い、相対で新規設定するもののほか、作業受委託により耕作していたものを解除条件付きの利用権として、新たに設定するものとなっております。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>議長</p> | <p><議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定9件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(事務局) 秋山</p> | <p>それでは20頁をご覧ください。 番号16番から24番までの貸借権設定9件を説明します。 これらの案件は、これまで、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合、配分計画によって貸付していたものを、農用地利用集積計画の一括方式で農業者に農地を貸付けするものです。議案には表記されませんが農地中間管理機構を介して、農地の貸借権の設定がなされるものです。 具体的な対象農地については、次の頁、23頁の様式第1号「農用地利用集積計画対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらの表は中間管理機構の立場で作成されておりますので、左の借入契約者は中間管理機構が借入れるもので、土地の所有者、右の貸付者は中間管理機構が貸付けるもので、耕作者という流れのつくりになっています。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第5号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。 議案第5号について、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 （中郷区駐在室分の議案）</p> |
| <p>議長</p> | <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7101番の1件を上程します。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>(中郷区) 加藤</p> | <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」、番号 7101 番の 1 件です。</p> <p>番号 7101 番は、農地パトロール中に発覚した違反転用について、申請者に是正を求めたところ、改めて転用申請されたものであり、市屋地内の自己所有の農地を、「車庫兼来客用駐車場」に転用するものです。2 頁に位置図及び 3 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は自家用車両の車庫及び来客用駐車場が不足していたことから、申請農地を転用して車庫を建築し、敷地の一部を来客用駐車場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>土地利用計画は、車庫兼来客用駐車場の整備で、所要面積は 142 m²、雨水については、東側道路側溝及び地下浸透で汚水の発生はないため、利用計画は妥当なものと判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 6 件を上程します。番号 7610 番から 7615 番の 6 件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>(板倉区) 上原</p> | <p>1 頁、2 頁の貸借権設定、番号 7610 番から 7615 番の 6 件の内、新規案件 3 件について説明します。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>7610 番、7614 番は、これまで別の耕作者に貸付していましたが、それぞれ高齢化等により耕作の継続が困難となったことから、終期を迎えるのに合わせて、近隣の農地を耕作している新たな受人に貸付することになったものです。</p> <p>なお、7610 番の貸借期間が 1 年となっていますが、来年以降は同じ受人が、農地中間管理事業により県農林公社を通じた転貸に変更し、10 年程度の期間で借り受ける予定であります。</p> <p>7611 番は、昨年 11 月末で有限会社穂海農耕の社長を退任した丸田洋さんが、今年 1 月に主に園芸を行う会社として設立した株式会社 LightField（ライトフィールド）が、板倉区の光ヶ原高原で関田自治区の共有地を借り受け、トマト、ダイコン、ニンジン、枝豆、ソバ等を栽培する予定です。</p> <p>いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり市長に要請することに決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、賃借権設定 3 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (板倉区) 上原 | <p>3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」賃借権設定 3 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> |
| | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> |
| | <p>(清里区駐在室分の議案)</p> |
| 議長 | <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8122番から8128番の7件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (清里区) 保高 | <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8122番から8127番の7件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した7件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、借人の要望による「中間管理機構への貸付」です。 関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p> |
| | <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、報告第1号の7件を承認します。</p> |
| 議長 | <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 次に、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (清里区) 保高 | <p>3頁、貸借権設定、番号8170番の1件について説明します。 再設定案件であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p> |

| | |
|-------------|---|
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり市長に要請することに決定します。</p> |
| 議長 | <p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定7件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| (清里区) 保高 | <p>4頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定7件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> |
| 議長 | <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9505番から9508番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (名立区) 高橋 | <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9505番から9508番までの4件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した4件は、これまでは農協を介しての転貸でしたが、新たな耕作者へ貸付することから、合意による解約を行うものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないようですので、報告第1号について、4件を承認します。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| | <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> |
| 議長 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9502番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| (名立区) 高橋 | <p>2頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号9502番の1件を説明します。</p> <p>番号9502番につきましては、従前から譲渡人の合意を得て畑として、譲受人が耕作していたものであり、引き続き家庭菜園として耕作していくものです。譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 松本委員 | <p>現地確認の結果、特段、異常・問題なし。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第1号について、原案のとおり許可することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p> |
| 議長 | <p><その他></p> <p>その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> |
| 議長 | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p> |